平成２８年（フ）第２４３号
香川県丸亀市北平山町１丁目７番３号、開始決定時の住所高知市竹島町62番地３
破産者　宮地　令子
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４５２号
大分市舞鶴町１－２－15ひかり補償ビル２Ｆ、住民票上の住所大分市大手町３丁目４番12号
破産者　橋本　一郎
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１１号
大分市王子西町８番21号（植木セメントビル206）
破産者　藤田誠太郎
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１４号
大分県由布市挾間町挾間525番地３棟
破産者　浦田　聡
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７４号
北海道旭川市南４条通22丁目３番地の45　啓明コーポ　２Ｆ－２－Ｄ号
破産者　三原　春男
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
釧路市若草町13番９号　スドウマンション２階左
破産者　斉藤　学
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
北海道網走市南３条東２丁目４番地の４
破産者　本間　道子
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
青森市大字浜田字玉川242番地11　ＭＨＡ102号、開始決定時の住所青森市矢作１丁目21番８号
破産者　伊澤　忠男
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
岩手県一関市大東町曽慶字柳森25番地２
破産者　菅原　仁也
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６４号
宮城県柴田郡大河原町字町12番地１　ウエストパークⅢ110号
破産者　仙石　善宣
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３６９号
茨城県水戸市本町２丁目10番11号　コーポアリス201号
破産者　井川　美奈
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
群馬県前橋市三俣町３－３－５　アークツイン２階Ａ－２号室、住民票上の住所群馬県前橋市日吉町２丁目23番地６
破産者　篠田　健
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
群馬県前橋市箱田町975番地１　ファミーユ103号
破産者　久保田弘樹
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４８号
横浜市青葉区美しが丘５丁目18番地１　パティオ美しが丘302
破産者　原　浩一
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０７号
横浜市金沢区六浦南１丁目26番25号
破産者　集　修
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２６号
岐阜市蔵前３丁目２番14号
破産者　松本　忠彦
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７１号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地２丁目68番地の１（ステラ　205号室）、前住所愛知県一宮市貴船２丁目10番20号
破産者　岡安　学
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３０７号
岐阜県羽島郡岐南町上印食１丁目274番地パッセージ101号、住民票上の住所岐阜市東中島３丁目17番５号
破産者　本郷　和茂
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所